

第37回大田市農業委員会総会議事録

1、日時 平成30年 1月23日(火) 13:30 開会
14:07 閉会

2、場所 大田市役所本庁 2階 第2会議室

3、出席委員(24名)

1番 河上孝子	2番 岩谷洋司	3番 森脇 勇
4番 戸嶋総一	5番 漆谷幸男	7番 森脇公二郎
8番 弓場広明	10番 坂根昭一	11番 竹下 寛
12番 戸島長四郎	13番 山下 傳	14番 中村哲夫
15番 石橋幸人	16番 和田直美	17番 岡田雪男
18番 渡邊博子	19番 田原洋司	20番 落合政顕
21番 大谷成志	22番 古志泰博	23番 横手新治郎
24番 大谷幸雄	25番 金原榮保	26番 渡邊隆司

4、欠席委員(1名)

9番 坂根重治

5、提出議題

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画による利用権等の設定について

6、その他

- (1) 平成29年度利用状況調査の結果(概要)について
- (2) 利用状況調査の報告書及び作業日誌の整理について

7、出席職員

本会議に出席した職員は次のとおりである。

農業委員会事務局	局	長	三谷恵一
	次	長	長谷卓治
	係	長	白石利伸
	主	任	鉦 久美
農林水産課	主	任	三島貴子

議 事

局 長 それでは、皆様、お疲れさまです。定刻がまいりましたので、ただ今から第37回の大田市農業委員会総会を始めさせていただきますと思います。最初に会長のあいさつをお願いいたします。

会 長 (会長あいさつ)

局 長 それでは、総会次第に従いまして会議を進めたいと思います。進行の方は、会長をお願いいたします。

会 長 そういたしますと、これより総会を開会いたします。

まず始めに本日の欠席委員ですけれども、9番の坂根重治委員さんのみでございますので、出席委員数は24名で定数に達しており、会議の方は成立しております。

続きまして、議事録署名委員の指名をさせていただきます。26番の渡邊隆司委員、2番の岩谷洋司委員よろしくをお願いいたします。

それでは続きまして、報告事項、月間報告に移ります。三谷事務局長お願いいたします。

局 長 はい。それでは報告いたします。12月総会から1月総会まででございます。まず、1月4日(木)でございますが、新年賀会が市民センターで実施されました。次に1月10日(水)でございますが、常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席をされております。続きまして、1月17日(水)に会長、専門委員会正副委員長会を市役所の方で行いました。次に1月23日(火)本日でございますが、第37回の農業委員会総会でございます。

続きまして、今後の予定でございます。まず、1月29日(月)でございますが、平成29年度普及活動・試験研究成果発表会が出雲市で予定されております。また、同日1月29日に大田市農業再生協議会臨時総会がJA地区本部で予定されております。続きまして、2月1日(木)でございますが、第6期の大田市農業委員任命書交付式を市役所において予定しております。交付式終了後に第1回総会を市役所で行う予定としております。次に2月6日(火)ですが、農政懇談会が大田パストラルにおいて予定されております。次に2

月8日(木)ですが、農地利用最適化推進委員委嘱状交付式を市役所の方で行う予定としております。また、交付式終了後に農業委員・推進委員研修会を同会場で計画しております。続いて、2月13日(火)でございますが、常設審議委員会が松江市で予定されております。続きまして、2月23日(金)ですが、第6期の第2回農業委員会総会を予定しております。月間報告につきましては、以上でございます。

会 長 はい。ありがとうございます。それでは、早速、議事の方に入りたいと思います。議事の進行、農地法関連は山下代理の方でお願いいたします。

代 理 はい。それでは農地法関連の議案の取りまとめをさせていただきます。報告第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知について、事務局の説明をお願いいたします。

長谷次長 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知につきましては、3件でございます。

番号1番、鳥井町でございます。

鳥井〇〇〇番〇、126㎡は、昭和63年10月13日から平成4年10月12日まで、農地法による賃貸借権が設定されておりました。終期は経過しておりますが、解約されない限り有効なものであり、賃貸借権は継続されております。

この度、賃貸人が耕作する為、平成29年12月12日に合意解約されたものであります。

番号2番、鳥井町でございます。

番号1番と同じ賃借人で、同様の内容であります。

鳥井〇〇〇番〇、〇〇〇〇番、合計679㎡は、昭和63年10月13日から平成4年10月12日まで、農地法による賃貸借権が設定されておりました。終期は経過しておりますが、解約されない限り有効なものであり、賃貸借権は継続されております。

この度、賃貸人が耕作する為、平成29年12月12日に合意解約されたものであります。

番号3番、温泉津町でございます。

太田〇〇〇番〇外4筆、合計4,611㎡は、平成27年10月6日から平成32年9月30日まで、農業経営基盤強化法による賃貸借権が設定されておりました。

この度、賃貸人が耕作する為、平成29年12月12日に合意解約されたものであります。以上でございます。

代 理 はい。報告案件ですが、何か質問がございましたら、どうぞ。

(なしとの声あり)

代 理 特にないようすし、ともに3件とも地主の方がこの後も継続して耕作をするという農地の利用状況のようです。

それでは、続きまして、議案第1号、非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

長谷次長 議案第1号、非農地証明願につきましては、1件でございます。

番号1番、富山町でございます。

申請地、山中〇〇〇〇番〇外4筆、合計702㎡は、重蔵生活改善センターの東約50～90m、県道田儀山中大田線の西側の谷あいには点在しております。

当該申請地は、申請者の祖父が昭和40年頃まで耕作していましたが、体調不良により休耕し、昭和47年に他界。県外に居住する父が相続するも耕作を再開することなく、平成17年に他界。申請者が相続しましたが、県外居住のため放置したまま現在に至っております。現在は雑木・竹・笹等が繁茂し、荒廃地となっております。申請者は県外に居住しており、今後この荒廃した農地を復旧し、利用する見込みはありません。

現況は山林であり、農地への復旧が極めて困難な土地に該当します。以上でございます。

代 理 はい。それでは、担当委員さんの現地調査の結果報告をお願いします。

24番 富山町山中地区の件ですけれど、先般、現地を確認しましたが、事務局の説明のとおりで、竹等が繁茂しておりまして、もう耕作はできないと判断いたしました。異議ありません。

代 理 はい。担当委員さんの現地調査の結果報告では、異議なしということでございますが、他の委員さんの方からご質問なり、ご意見がありましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

特にないようすので、当委員会としては、承認することとし、おって非農地証明書を交付することといたします。

続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

長谷次長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請につつま

しては、2件でございます。

書類審査上は、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしており、問題はないと判断いたしますが、担当農業委員さんの「地域との調和要件」などの調査報告を踏まえ、ご審議をお願いしたいと思います。

番号1番、静間町でございます。

本案件は、農地法施行規則第17条第2項における「空き家付き農地指定地番」の所有権移転に係るものであります。

申請地、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、合計451㎡は、市立静間小学校の西約90mから100m、市道静間小学校線の北側に位置しております。

譲渡人は、県外に居住しており維持管理に苦慮、平成27年6月に「空き家バンク」への登録を行い、家屋等を譲受人へ譲渡。申請地については、平成29年1月総会の承認を経て下限面積の特例による空き家付き農地として地番指定を受けております。この度、譲受人の家屋等を取得し、当該地域に居住した譲受人へ譲渡するものであります。

譲受人は、家屋に隣接する当該農地を譲り受け、管理・耕作を行っていくものであります。

番号2番、温泉津町でございます。

申請地、井田口〇〇番〇外3筆、合計2,338㎡は、井田まちづくりセンターの北西約150m、主要地方道温泉津川本線から市道津湊峠線を北へ約150m入った市道津湊北線の南側に隣接しております。

譲渡人は、県外に居住しており維持管理に苦慮、当該地域に居住し、農業経営を行っている譲受人に、当該農地を譲渡するものであります。

譲受人は、当該農地を譲り受け、農業経営の拡大を行うものであります。以上でございます。

代理 はい。それでは、担当委員さんは、地域との調和要件を踏まえ現地調査の結果報告をお願いします。

14番 はい。1番の静間町でございますが、竹下委員さんの調査の結果でございます。空き家付き農地指定ということもございまして、特に異議はないということでございます。

代理 次、お願いします。

25番 2番の案件でございます。もう何十年も不在地主の状態で、

番号3番、長久町でございます。

申請地、土江〇〇〇番〇、167㎡は、JR山陰本線静間駅の東約270m、市道長久静間線の南側に隣接しております。

農地区分は鉄道の駅から300m以内に位置しており、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にあることから、第3種農地に該当します。第3種農地の転用は原則許可となっております。

本件は、昭和50年に譲受人が、自宅として取得した宅地に隣接する申請地を借用し増築をしていたものであります。

この度、借地である申請地を譲り受けるに当たり、転用許可を受けていなかったことが判明したもので、追認案件であります。本申請に併せて「顛末書」が添付されております。

番号4番、久利町でございます。

申請地、行恒〇〇〇番〇、264㎡は、市立病院の南西約650m、行恒老人福祉会館の南西側、市道行恒神社線の東側に隣接しております。第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地となります。

譲受人は、現在申請地に隣接する実家で2人の子と共に両親と同居しており、子供の成長に伴い手狭となったため、この度、叔父の所有する申請地を譲り受け、個人住宅を新築するものであります。

番号5番、久利町でございます。

申請地、行恒〇〇〇番〇、65㎡は、番号4番の案件の南側に隣接しております。第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地となります。

本件は、平成4年に譲受人の亡き夫が自宅の改築を計画した際に進入路が無かった為、夫の叔父である譲渡人の亡き父より譲り受け、平成5年にかけて進入路として整備したものであります。

この度、隣接地である番号4番の案件で調査したところ、転用許可を受けていなかったが判明したもので追認案件であります。本申請に併せて「顛末書」が添付されております。

番号6番、久利町でございます。

申請地、久利〇〇〇番〇、420㎡は、久利郵便局の南東約30m、市道久利まちなみ線の東側に位置しております。

第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地

であり、第2種農地となります。

譲受人は、現在申請地にほど近い借家で妻と2人の子と居住しており、この度、申請地を譲り受け、個人住宅を新築するものであります。

今回申請のありました案件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。以上でございます。

代理 はい。それでは、担当委員さんの現地調査の結果報告をお願いします。

16番 番号1ですけれども、先程の事務局の説明のとおり、ここは、市立病院の裏側から川合に抜けるところにある土地です。畑になっていますけれども、何年も作られた様子はなかったです。この土地のまわり、両隣は、家が建っており宅地となっています。3種農地ですし、特に問題はないと思います。

代理 はい。次をお願いします。

1番 2番の案件ですけれども、事務局の説明にありましたとおり、久手町刺鹿の幼稚園の近くですけれども、周りは住宅地となっておりますし、特に問題はないと思います。

代理 はい。次をお願いします。

14番 番号3番の長久町土江でございますが、説明のあったとおりでございます、周りは住宅地となっております。追認案件ということもあまして、本人さんも気にしながらよろしく願いしたいとのことでした。異議はございません。

代理 はい。次をお願いします。

17番 4番の案件ですが、この土地の周りは、もうすでに住宅が建っております、この土地が宅地となったとしても、地域の農業への影響は考えられませんので異議はございません。

5番は、先程、事務局の説明があったとおりでして、これも周りは住宅地になっておりますので、特段の問題はないと思っております。

それから、6番の案件ですが、これも、事務局の説明のとおりでして、これを宅地化して、周りの農地に影響があるかどうかという、そういったことも見られませんので、異議はないというふうに判断いたしました。以上です。

代理 はい。お聞きのように、担当委員さんの現地調査の結果報告ではともに異議なしということでございますが、他の委員さんの方から質問なりご意見がありましたら、どうぞ。

(異議なしとの声あり)

特にないようでございますので、当委員会としては、承認することとし、おって、許可書を交付することといたします。

以上で農地法関係の議案の審議を終了いたします。ありがとうございました。

会 長 はい。それでは引き続きまして、議案第4号に移ります。農用地利用集積計画による利用権等の設定について、農林水産課より説明をお願いします。

三島主任 はい。失礼いたします。本日御審議いただきます、農用地利用集積計画案に基づく、利用権設定及び農地中間管理権についてご説明いたします。始めに平成30年2月5日公告予定の農用地利用集積計画案、利用権設定、緑色の表紙をめくって頂き、1ページ目の集計表に基づきましてご説明申し上げます。

朝山町、田3, 182㎡、筆数2、設定する者1名、設定を受ける者2名。

久手町、田14, 570㎡、筆数7、設定する者3名、設定を受ける者1名。

鳥井町、畑2, 418㎡、筆数2、設定する者1名、設定を受ける者1名。

長久町、田9, 810㎡、筆数5、設定する者3名、設定を受ける者3名。

五十猛町、田10, 781㎡、筆数7、設定する者2名、設定を受ける者1名。

久利町、田1, 310㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

温泉津町、田22, 859㎡、筆数17、設定する者6名、設定を受ける者4名。

仁摩町、田2, 005㎡、筆数2、設定する者1名、設定を受ける者1名。

合計、田64, 517㎡、畑2, 418㎡、筆数43、設定する者18名、設定を受ける者14名。利用権設定については、以上でございます。

続きまして、農地中間管理権、黄色の表紙をめくっていただき、1ページ目の集計表に基づきましてご説明申し上げます。

三瓶町多根、田11, 534㎡、筆数7、設定する者3名、設定を受ける者1名。

鳥井町、田 1, 377 m²、筆数 1、設定する者 1 名、設定を受ける者 1 名。

合計、田 12, 911 m²、筆数 8、設定する者 4 名、設定を受ける者 1 名。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 それでは、緑色の表紙、農用地利用集積計画の方から入りたいと思いますが、委員さんに関する案件がございますので、まずそちらの方から始めたいと思います。

最初に 2 番の岩谷洋司委員は、退室をお願いいたします。

(2 番委員退室)

それでは、朝山町の整理番号 1 番の案件、担当地区の委員さんの調査の結果報告をお願いします。

2 4 番 はい。岩谷委員さん頑張って耕作をするということでございますので異議ございません。

会 長 はい。担当委員さん異議なしということですが、皆さん方のほうでなにかございますか。

(異議なしの声多数)

それでは異議なしということで承認とさせていただきます。

(2 番委員入室)

岩谷委員に報告いたします。異議なしということで、承認とされました。

2 番 ありがとうございます。

会 長 続きまして、12 番の戸島長四郎委員の退室をお願いいたします。

(12 番委員退室)

それでは、温泉津町湯里の整理番号 5 番、6 番の案件でございますけれど、担当地区の委員さんの調査の結果報告をお願いします。

1 5 番 5 番、6 番の案件ですが、再設定でありまして、問題ないと思います。

会 長 はい。担当地区の委員さん問題なし、異議なしということですが、なにかご質問等ございますか。

(異議なしの声多数)

それではこちらの方も異議なしということで承認とさせていただきます。

(12 番委員入室)

戸島委員に報告いたします。異議なしということで、承認

とされました。

1 2 番

ありがとうございました。

会 長

それでは、最初からそれぞれ担当地区の委員さんの調査結果の報告をお願いしたいと思います。朝山町お願いします。

2 番

はい。朝山町2番の案件ですが、この土地は、水稻を作付している一帯にあります。休耕してもらってはよろしくないということで、隣りで耕作をしている〇〇さんに依頼をしたということです。〇〇さん自体は、以前は旦那さんが作っておられ、亡くなられてからは、機械作業については委託をし、水管理等は行っておられましたけれど、それもできなくなってきたために耕作をあきらめられ、隣りの〇〇さんに作ってもらうこととなりました。以上です。

会 長

はい。続きまして、久手町波根西、私の担当地区ですけど、1番から7番まですべて再設定であることと、設定を受ける〇〇さん精力的に営農しておられますので異議はございません。

続きまして、鳥井町お願いします。

3 番

はい。鳥井地区関係です。1番、2番とも、親から孫への継承で、子供が中心となつての営農のようです。問題ございません。

会 長

続きまして、長久町稲用お願いします。

1 4 番

長久町稲用と長久町長久を合わせて行います。いずれも再設定ということで、異議はございません。

会 長

続きまして、五十猛町お願いします。

2 6 番

はい。整理番号1番から7番までですが、いずれも、〇〇さん頑張っておられますし、再設定ということで、異議はございません。

会 長

続きまして、久利町お願いします。

1 7 番

再設定でもございますので、異議はございません。

会 長

続きまして、温泉津町荻村お願いします。

2 0 番

はい。〇〇さんがメロンを作って引き続き頑張ってもらっています。異議ございません。

会 長

はい。続きまして、温泉津町湯里お願いします。

1 5 番

はい。〇〇さんは、柿を作っておられて、頑張っておられます。異議はございません。

会 長

はい。続きまして、整理番号7番からの温泉津町福田をお願いします。

2 0 番

7番から17番まで、不在地主の農地を〇〇さんが後継担い手で頑張っておられています。異議はございません。

- 会 長 はい。続きまして、仁摩町仁万お願いします。
- 8 番 はい。1番、2番とも再設定でありまして、異議ありません。
- 会 長 はい。担当地区の委員さんすべて異議なしということですが、皆さんのがたの方から、なにかご意見、ご質問がございますか。
- (異議なしの声あり)
- はい。異議なしということでこちらの方、承認とさせていただきます。
- 続きまして、黄色の表紙、農地中間管理権に移りたいと思います。こちらの方もそれぞれの担当地区の委員さんの調査結果の報告をお願いいたします。三瓶町多根お願いします。
- 2 2 番 はい。整理番号1番から7番ですが、ここは、営農組織の〇〇〇〇〇〇〇と業務委託をされていたのですが、作業委託から賃貸借に替えたいということで、異議ありません。
- 会 長 はい。続きまして、鳥井町お願いします。
- 3 番 鳥井地区関係でございますが、鳥越の〇〇さんが担い手でございますが、その方が、後を行うこととなっております。異議ありません。
- 会 長 はい。それぞれの担当地区の委員さん異議なしということですが、皆さんがたの方で、何かご意見、ご質問がございますでしょうか。
- (異議なしの声あり)
- はい。それでは、異議なしということでこちらの中間管理権の方も承認とさせていただきます。ありがとうございました。
- それでは、以上をもちまして、議事のほうを終えさせていただきます。(閉会宣言)

上記を記録し、議事に相違ないことを認め、ここに署名します。

平成30年1月23日

会 長 _____

(議事録署名委員)

2 6 番 _____

2 番 _____